

新型コロナウイルス感染症の影響に係る固定資産税の減免について (令和3年度)

概要

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等(※1)の令和3年度の固定資産税を減免します。

※1 中小事業者等とは、以下のいずれかの条件に該当する法人又は個人をいいます。

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

減免内容

【対象資産】

- 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税

※ 土地、居住用家屋は対象外です。

【減免率】

中小事業者等を対象とし、令和2年2月～10月の任意に継続する3カ月の期間の事業収入が、

前年同期比30%～50%未満減少の場合	1/2軽減
前年同期比50%以上の減少の場合	全額免除

申告について

【申告までの流れ】

- ① 認定経営革新等支援機関等(※2)から以下の点について確認を受ける
事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者等であることの誓約など
- ② 小値賀町役場住民課税務係での申告(償却資産申告と同時)

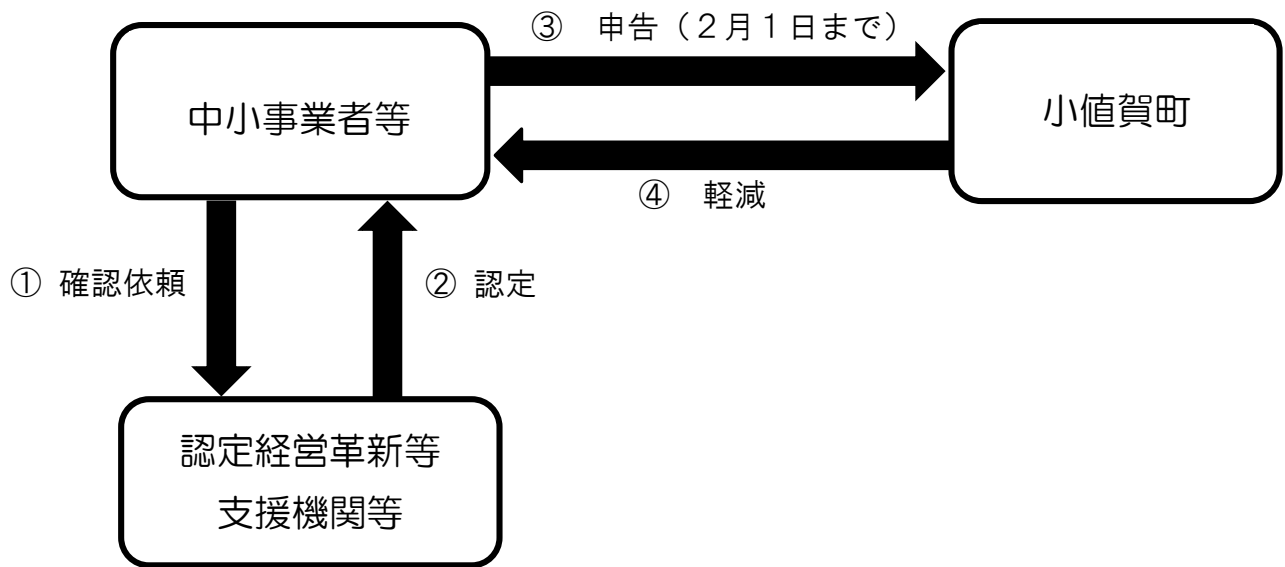
※2 認定経営革新等支援機関等とは

専門知識や実務経験が一定レベル以上のものに対し、国が認定する公的な支援機関です。認定経営革新等支援機関の一覧は、中小企業庁のホームページ(金融機関以外)および金融庁のホームページ(金融機関のみ)からご確認いただけます。

小値賀町内の認定経営革新等支援機関としては、小値賀町商工会のみとなります。税理士等に税務を依頼している場合は、税理士にご相談ください。

裏面へ

軽減措置の流れ（イメージ）



【提出書類】

特例申告書

裏面に「認定経営革新等支援機関等確認欄」がありますので、当該機関等の確認を受けてください。

特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は、(1)の別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。

※償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式（コピー可）

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類等が必要です。

【申告期間】

令和3年2月1日(月)まで

【連絡先】

小値賀町役場住民課税務係 TEL:0959-56-3111